

仙台市
循環型社会形成推進地域計画
(第二期)

仙 台 市

平成 30 年 3 月承認
平成 31 年 3 月変更
令和 2 年 3 月変更
令和 3 年 3 月変更
令和 4 年 3 月変更
令和 4 年 12 月申請

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	5
3 施策の内容	9
4 計画のフォローアップと事後評価	24
別添 1	25
別添 2	26
様式 1	30
様式 2	33
参考資料様式 1	34
参考資料様式 2	35
参考資料様式 4	37
参考資料様式 6	38
参考資料様式 7	33

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

◇ 構成市町村名	仙台市	※公共下水道認可区域を除いた面積及び人口
◇ 面積 仙台市統計書（平成 28 年版）	786.30 km ² （平成 29 年 10 月 1 日現在）	599.77 km ²
◇ 人口 仙台市統計書（平成 28 年版）	1,086,377 人 （平成 29 年 10 月 1 日現在）	8,639 人

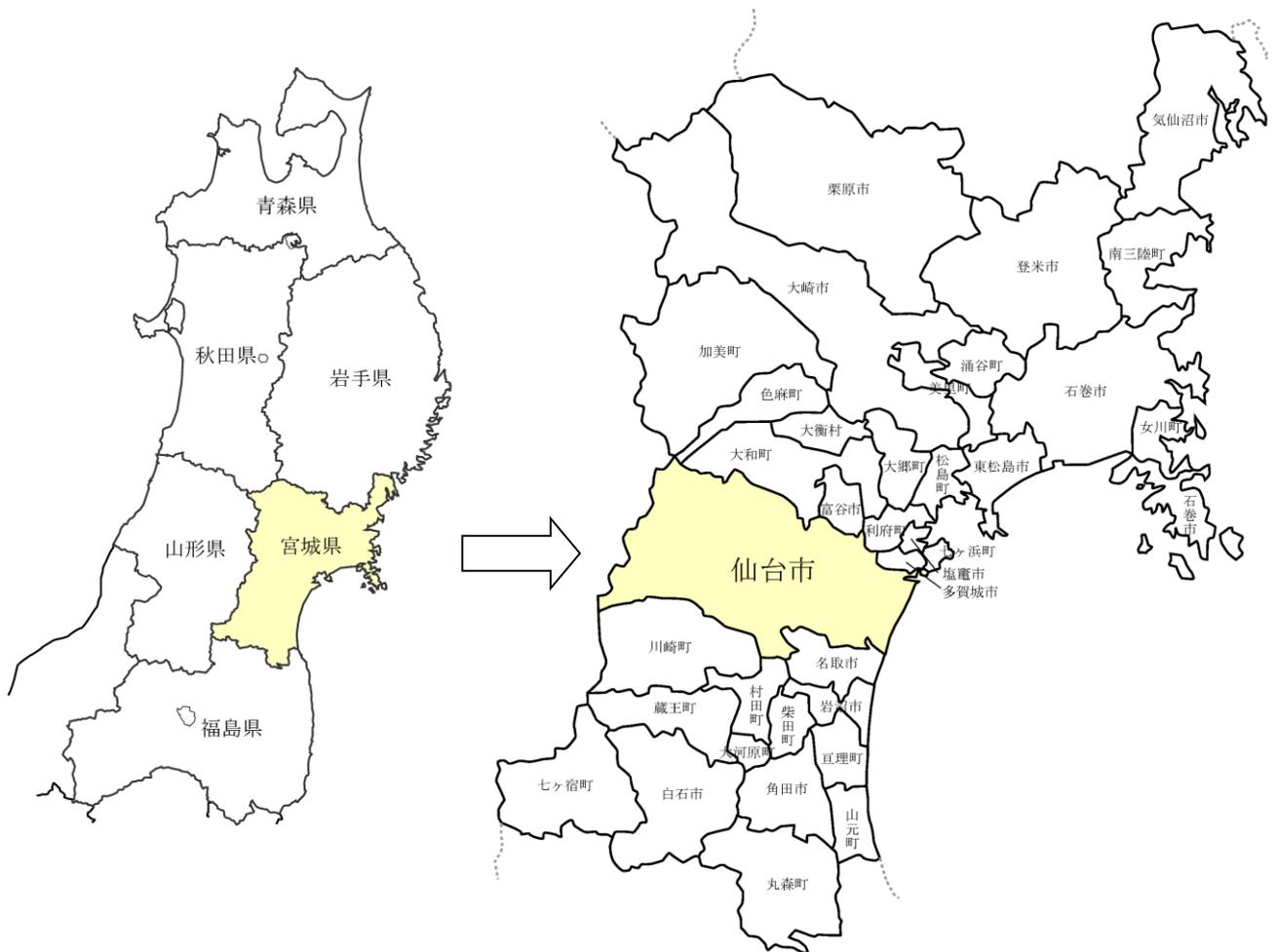


図 1-1 対象地域図

参考：別添 1 に関係施設の位置図を添付する。

(2) 計画期間

仙台市循環型社会形成推進地域計画（第二期）（以下「本計画」という。）は、平成30年4月1日から令和7年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合は本計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア 一般廃棄物等の処理

これまで、本市においては、市民・事業者・市が連携して様々なごみ減量・リサイクルの推進に取り組んできた。その結果、ごみの減量や資源物の分別・リサイクルのさらなる推進に一定の成果を上げてきたところである。しかし、震災により、ごみの排出量や排出傾向に大きな変化が生じ、その影響は現在まで続いている。震災から数年が経過した今、これからどのようにごみ減量・リサイクルを進めていくべきかについて、さまざまな社会経済状況や市民・事業者ニーズの変化を的確に把握しながら、改めて考え、そして実行していくことが重要と捉えている。

【平成23年度～令和2年度】

① 資源循環都市づくり ～さらなる循環型社会の構築～

これまで実施してきたごみ減量・リサイクル推進施策は、市民・事業者の協力により相当程度の効果があったものの、本計画の中間評価の結果などからは、より一層3R推進に取り組む余地があるといえる。また、依然として不適正な排出や不法投棄をはじめとする不適正処理が発生している。

このような状況の中、市民・事業者・市のさらなる連携により、まず、ごみの排出抑制（リデュース）の取り組みを進めることにより、ごみの総量を減らすことが必要である。次に、繰り返し使う再使用（リユース）を進め、できるだけごみを出さないよう努めたうえで、ごみを排出する際には、分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進する。これらの3Rの取り組み後の残ったごみについては、可能な限り熱回収し、適正処分する。

これらの取り組みにより、自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会への転換をさらに進めていく。

② 低炭素都市づくり ～低炭素社会の構築に向けた統合的な取り組みの推進～

地球温暖化に伴う気候変動は地球規模の環境問題となっており、喫緊の課題であることを踏まえ、ごみ処理の分野においても、低炭素都市づくりに向けた統合的な取り組みを推進していく。市民・事業者・市が一体となって3Rを推進することにより、燃やすごみの量を削減し、温室効果ガスの発生やごみ処理に係るエネルギー使用を低減していく。

また、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取り組みによるごみ量・ご

み質などの変化に応じた、経済性を考慮した効率的で適正なごみ処理体制を構築するとともに、処理体制を最適化することなどにより、低炭素社会の構築に貢献し、中長期的に温室効果ガスを低減していく。

その他温室効果ガスの定量把握の手法を検討・導入することにより、低炭素社会の構築に係る施策の評価・見直しを行っていく。

③ 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

市民・事業者・市の三者がそれぞれの責務を果たしつつ、あわせて三者が連携し一体化することにより、地域の人づくりや組織づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた課題の解決を図るなど、地域に根ざした循環型社会・低炭素社会の構築に係る取り組みを推進していく。

【令和3年度～令和12年度】

④ 発生抑制を中心とした3Rの推進

自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会の構築を目指すためには、不要なものを買わない・もらわない、ごみになるものを断る考え方を含めたごみのリデュース（発生抑制）の取り組みを最優先で進め、ごみの総量を抑制することが重要である。

次いで、繰り返し使うリユース（再使用）を進め、ごみを排出する際には分別を徹底し、リサイクル（再生利用）を推進する。

これらに取り組んだ後に残ったごみについては、焼却施設における余熱利用など、可能な限り熱回収し、適正処分を行う。

3Rは廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減につながり、脱炭素社会の実現にも資するものであることから、一層の取り組みを進めていく。

⑤ わかりやすい情報発信と行動する人づくり

ごみ減量や3Rの取り組みを推進するためには、正しい知識を持ち、自ら実践に取り組む担い手を育成することが重要となる。

このため、発生抑制を中心とした3Rの取り組みなど、ごみ減量の必要性や分別の方法等に関する情報がより多くの市民・事業者にわかりやすく伝わるよう、適切な情報発信や環境教育の充実に努めることで、自発的に考え、行動することのできる人づくり・組織づくりを進める。

また、ごみの散乱のない快適なまちづくりに向けた環境美化やごみ集積所の適切な管理やごみ出しが困難な世帯への支援など、地域において課題解決に取り組む団体等への支援や連携の強化を図るとともに、若者等の参加を促進する仕組みづくりに取り組む。

⑥ 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

市民や事業者が日々安心して生活や事業活動を行うためには、ごみを安全で安定的に処理する体制を構築し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることが重要である。

老朽化が見込まれる施設については、ごみ量の見込みやごみ質の変化の予測を踏まえたうえで、温室効果ガスの削減効果や経済性等を総合的に勘案し、改良や更新等を検討・実施することにより、適正な処理体制を確保する。

また、これまでの東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめとする様々な災害等の経験を踏まえ、外部からの支援が得難い場合においても安定した収集体制や処理施設の稼働を維持するなど、災害に強い体制づくりを進める。

イ 生活排水の処理

対象地域となる仙台市の下水道認可区域外の地域は、仙台市の市街地を除く西方の盆地・丘陵・山岳部及び沿岸部の平野からなる。

これらの地域は農業を主な産業とし、人口密度が希薄なため平成 15 年に仙台市の「汚水処理適正化構想」により、生活排水処理施設として合併処理浄化槽を選択し、平成 16 年度からは公設・公管理による市町村設置型浄化槽事業を開始した。

本市の水道水源となっており、また、市街地を貫流し市民の憩いの場となっている広瀬川、七北田川、名取川及び江戸時代に開削された歴史的遺産である仙台市東部の貞山運河等の水質の悪化を防ぐため、対象地域における合併処理浄化槽の整備を継続して推進する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

宮城県では、平成 11 年 3 月に作成した「宮城県ごみ処理広域化計画」をごみ処理広域化の指針と位置付けている。

本市においては、隣接する富谷市（当時は富谷町）と「仙台市と富谷町との間における一般廃棄物（ごみ）処理に関する協定書」を平成 17 年 3 月 28 日付締結しており、富谷市が区域内において収集した一般廃棄物のうち可燃性のごみの焼却及び焼却残灰の埋め立てについて、本市に委託し処理を行っている状況である。

今後、平成 31 年 3 月 29 日付け通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」に基づき、宮城県及び管内市町村と密に連携し、広域化・集約化計画の策定を進めるとともに、広域的かつ計画的なごみ処理施設の整備について検討を行う。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

従来よりプラスチック容器包装廃棄物を分別収集し、民間事業者のプラスチックベール化施設にて、選別・圧縮・梱包され、指定法人が委託する再商品化事業者によって引き取られ資源化されている。令和5年度からプラスチック容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物を一括回収し、分別・圧縮梱包後、再商品化事業者の施設に搬入し、再商品化を行う。分別の基準については30cm以内のプラスチック素材100%のものとする。ただし、外観上のプラスチック素材100%と判断されるものであれば、一部他素材を含んでいるもの、複合素材のものであっても対象とする。

市民周知においては分かりやすさを考慮して、「プラスチック素材100%のもの」という文言で周知を行い、市報、周知チラシなどの配布、市HPにおける広報等を実施することにより、再商品化を著しく阻害するおそれのあるものが混入しないよう、また、適切に分別して排出されることを促進するための必要な措置を講ずる。

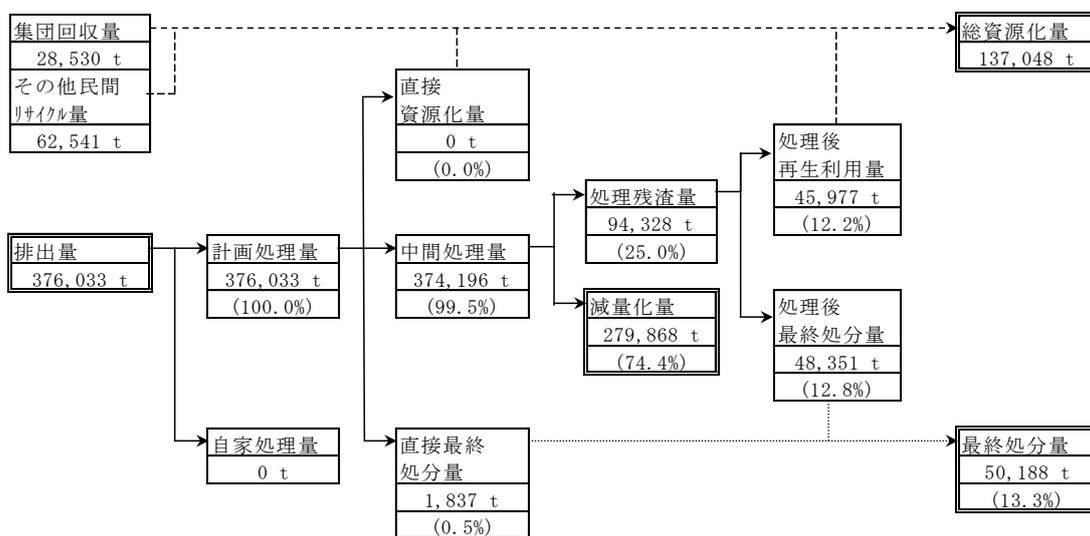
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成28年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2-1のとおりである。

なお、各施設では蒸気による発電を行うとともに、関連施設へ電気及び温水を供給している。

現況：平成28年度



※ 各項目の比率は、【(各項目の量) ÷ ((排出量) × 100)】で算出

図2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成28年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 28 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次の通りである。

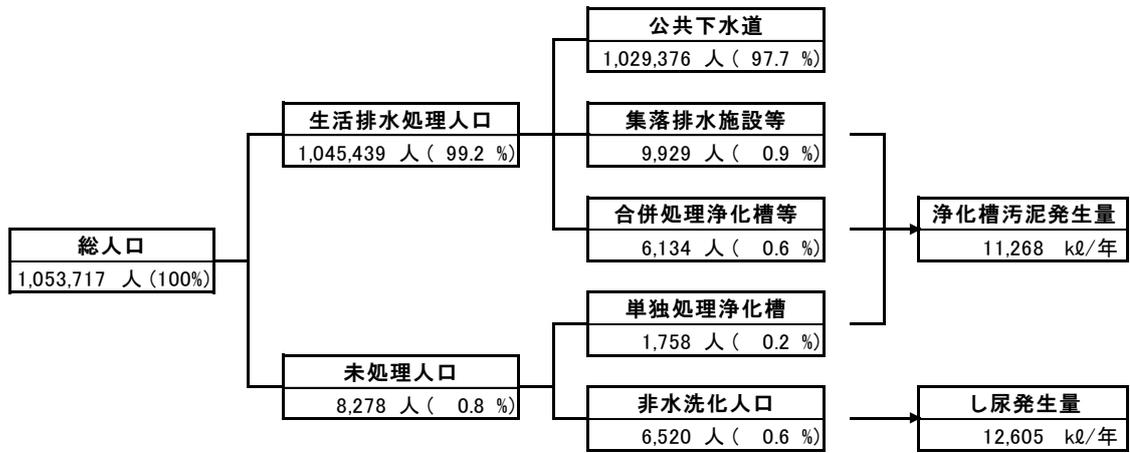


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 28 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表1に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、別添2に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標		現 状(割合) ^{※1} (平成28年度)	目 標(割合) ^{※1} (令和7年度)
排出量	事業系 総排出量 ①	139,852 トン	130,000 トン (H28比 -7.0%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.80 トン/事業所	2.70 トン/事業所 (H28比 -3.6%)
	生活系 総排出量 ②	236,181 トン	220,000 トン (H28比 -6.9%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	217 kg/人	200 kg/人 (H28比 -7.8%)
	民間リサイクル量 ③	91,071 トン	90,000 トン (H28比 -1.2%)
	排出量合計 (①+②)	376,033 トン	350,000 トン (H28比 -6.9%)
排出総量合計 (①+②+③)		467,104 トン	450,000 トン (H28比 -3.7%)
再生利用量	直接資源化量 ④	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	処理後再生利用量 ⑤	45,977 トン	45,000 トン
	総資源化量(③+④+⑤)	137,048 トン (29.3%)	135,000 トン (30.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	123,412 MWh — GJ	109,626 MWh — GJ
	最終処分量	埋立最終処分量	50,188 トン (13.3%) 49,000 トン (14.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+民間リサイクルに対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排出量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

排出総量 : 排出量に加え民間リサイクルとして回収されたごみの量[単位: トン]

エネルギー回収量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]及び熱利用量[単位: GJ]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

《用語説明》

トレンドグラフ : 現状把握と今後の推移予想

《割合の算出方法》

直接資源化量、中間処理による減量化量、埋立最終処分量の各項目の割合は、以下の計算式による。

【(各項目の量) ÷ ((排出量合計 (①+②))) × 100】 [単位: %]

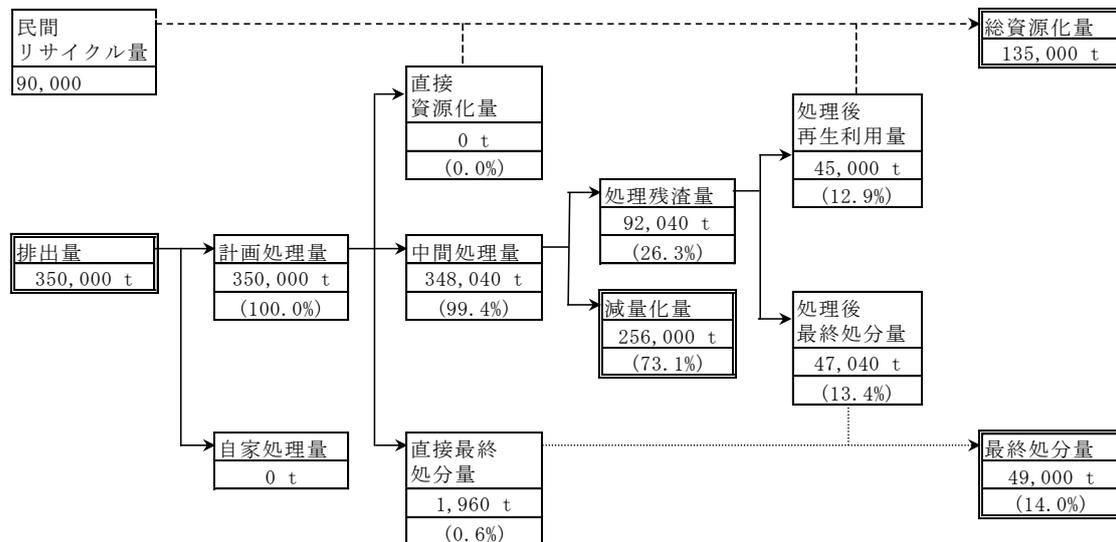
総資源化量の割合は、以下の計算式による。

【(総資源化量) ÷ ((排出総量合計 (①+②+③))) × 100】 [単位: %]

なお本市では、民間リサイクル量として集団回収、養豚飼料回収、事業用大規模建

築物等，事業系紙類，剪定枝等チップ化及び生ごみ堆肥化があり，目標年度の令和7年度は民間リサイクル量 35,000 t，これを勘案した総資源化量は 135,000 t，同資源化率は 30.0%としている。

目標：令和7年度



※ 各項目の比率は、【(各項目の量) ÷ ((排出量) × 100)】で算出

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標の通り、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成28年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	1,029,376 人 (97.7 %)	1,016,662 人 (98.0%)
	農業集落排水施設等	9,929 人 (0.9 %)	6,499 人 (0.6%)
	合併処理浄化槽等	6,134 人 (0.6 %)	7,046 人 (0.7%)
	未処理人口	8,278 人 (0.8 %)	7,280 人 (0.7%)
	合計	1,053,717 人 (100.0 %)	1,037,487 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	12,605 kℓ	8,731 kℓ
	浄化槽汚泥量	11,268 kℓ	10,586 kℓ
	合計	23,873 kℓ	19,317 kℓ

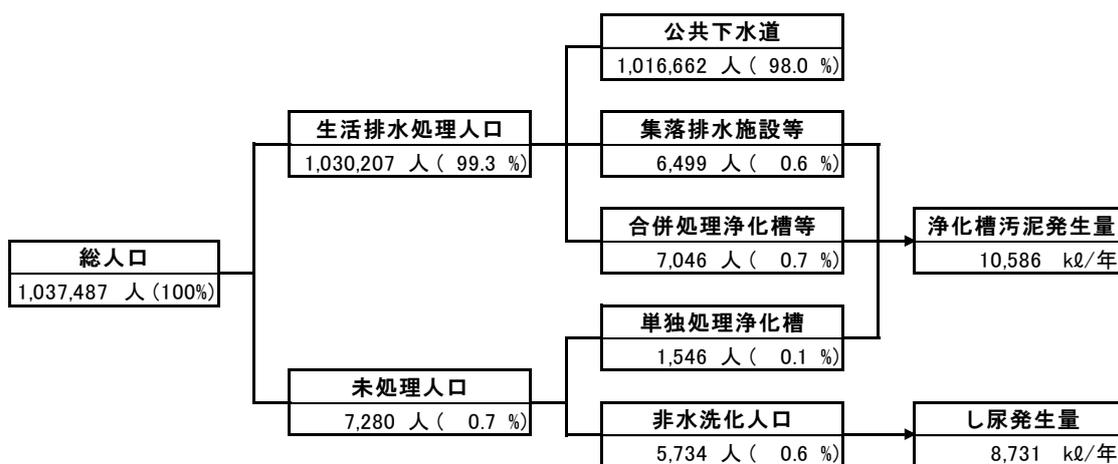


図2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和7年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

【平成 23 年度～令和 2 年度】

ア 生活系ごみの減量・リサイクルの推進

① 生活系ごみの減量・リサイクルの推進

- ・生ごみの減量・リサイクル推進については、引き続き、食材を計画的に購入し、無駄なごみを出さないこと、食材の食べ切りや廃棄時の水切りに努めることなど発生抑制に配慮した行動を求めていく。
- ・生ごみたい肥化容器や家庭用電気式生ごみ処理機等による各家庭での生ごみ減量・リサイクルの取組みや、地元の農家の協力や民間団体との連携・協力により、家庭で作った乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型の事業について推進する。
- ・長寿命で省エネルギー型の物を大事に使用すること、日常的な買い物や外食をする際にマイバック・マイはし・マイボトルを持参し活用すること、詰め替え製品の購入や簡易包装を推進することなど、資源を有効かつ大事に使う環境づくりを進めていく。
- ・生活系ごみ中の 30%以上を占める再生可能な紙類のリサイクルの推進については、市民に対し、分別排出への協力を求めていくとともに、集団資源回収や資源回収庫の活用をはじめとした収集体制のあり方などについて検討を進め、少子化・高齢化などの社会的な課題への対応を図っていく。
- ・プラスチック製容器包装の生活系ごみへの混入が急増していることから、プラスチック製品との見分け方や、分別収集後の資源物としての利用状況等について分かりやすく伝えるなど、減量や分別排出行動のきっかけづくりを進めていく。
- ・市民のライフスタイルの変化に対応した排出の仕組みなどを検討するとともに、市民が取り組みやすい分別排出に向けた制度改正や拡大生産責任の考え方を踏まえた事業者による自己回収・リサイクルについて、国や製造・販売事業者に対して、引き続き問題を提起し、要望していく。
- ・生活系ごみ及びプラスチック製容器包装については、平成 20 年 10 月 1 日より有料化を実施しており、市民は本市が製造した指定袋を本市と契約する販売店（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）から購入し、生活系ごみを排出する。また、粗大ごみについては、平成 13 年 4 月から有料による戸別収集を行っているほか、本市処理施設への有料による直接搬入を実施している。

② 分別の徹底

- ・実態調査結果などから分別排出行動への協力が比較的進んでいないと考えられる，集合住宅の居住者，本市内での居住年数が3年未満の短期居住者，20～30代の若年層に対して，具体的な行動に結びつきやすい広報や地域に出向いて直接働きかける啓発活動など積極的な普及啓発に努める。
- ・地域と連携し，排出実態の把握や排出ルールの徹底に努めるとともに，実態把握などによって明らかとなった地域の課題の解決に取り組む。

③ 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討

- ・各家庭から発生する剪定枝について，分別収集を実施した場合の減量・リサイクル効果や，受け皿となる施設の確保等について具体的に検討する。

イ 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

① 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

- ・事業者のごみ減量・分別促進に係る意識を把握するとともに，それぞれの課題に応じたごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みを推進する。
- ・事業者の取組みについては，その評価手法等について具体的に検討を進めるとともに，広く周知・広報するための仕組みについても検討を進める。
- ・製造者・販売事業者等が資源を有効かつ大事に利用するとともに，廃棄時にリサイクルがしやすいなどの環境に配慮した商品の開発やサービスの提供をするよう引き続き啓発を行う。
- ・生ごみの減量・リサイクルの推進については，近年，事業系可燃ごみのうち生ごみの割合が増えており，また平成27年7月に新たに策定された食品リサイクル促進に関する国の基本方針においては，地方自治体を中心となって地域の実情に応じた取組みを進めることや，一般廃棄物の処理料に食品リサイクル促進の観点も踏まえることが望ましいとされている。
- ・食品関連事業者に対し，法令等に基づくごみ減量・リサイクルの取組みやリサイクルループの構築などを改めて求めていくとともに，民間のリサイクル施設の安定稼働など，継続的な受け皿の確保に取り組む。
- ・食品リサイクルの取組みのさらなる推進や，資源物の分別・リサイクルの一層の推進のため，事業系ごみ処理費用の負担のあり方について，手数料水準の見直しを視野に入れつつ，具体的に検討を進める。

② 分別の徹底

- ・エコにこショップ・オフィス認定事業者など、様々な認証制度を活用して環境に配慮している事業者の具体的な取組みなどについて、さらなる周知に努めるとともに、取組みの拡大に資する具体的な支援策を検討する。
- ・優れた取組み事例について情報の整理・充実を図るとともに、これらの情報を活用し、分別排出などへの認知度が低いと考えられる中小事業者に対して、資源物の分別排出など実績に結び付きやすい広報啓発を行う。
- ・再生可能な紙類のリサイクルの推進については、事業者に対する指導啓発を行うとともに、ごみ焼却施設への搬入禁止措置を徹底するため、事業系ごみ展開検査の強化を図る。

ウ ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・組織づくりの推進

- ① クリーン仙台推進員・町内会・子ども会などの活動の推進や連携の強化

地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動を支援することや、地域で活動する様々な団体との連携を強化することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図る。地域で行っているさまざまな活動を、その地域の市民・事業者に効果的に伝えるための仕組みづくりを進める。
- ② 子どもや若者への教育・啓発活動の推進

次代を担う、児童から学生までを対象として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のそれぞれの意味や日常生活の中で実践すべき行動などについて、教育機関への講師派遣やごみ処理関連施設の見学などの手法を充実させるなど、それぞれの対象に効果的な取組みを用いたさらなる教育・啓発に努める。
- ③ 市民参加型のイベントなどの開催

市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取組みが広がるよう、三者の連携によるイベントやキャンペーンを開催するとともに、既存のイベント等においても積極的にごみ減量・リサイクル推進に係る働きかけを行う。出前講座や施設見学などのメニューの充実や周知に努める。
- ④ 環境美化活動の推進

市民・事業者による地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進する。
- ⑤ せんだい環境学習館やリサイクルプラザの運営

せんだい環境学習館「たまきさんサロン」や葛岡・今泉リサイクルプラザ

の利用を通じて、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進に対する意識の向上を図る。リサイクルプラザについては、本市における3R啓発拠点としての役割を強化する。

エ 生活排水対策

家庭等から排出される生活排水の負荷量軽減のため、次の啓発活動等の強化を図る。

- ・ ホームページ・パンフレットによる下水道・浄化槽の使い方についての市民に対する啓発
- ・ 公共下水道・農業集落排水処理施設処理区域内の未接続の家庭・事業所に対する接続指導の実施
- ・ 公共下水道認可区域外で農業集落排水処理施設等の処理区域外の浄化槽未設置の一般住宅に対する公共浄化槽等整備推進事業についての広報活動の実施

【令和3年度～令和12年度】

オ ごみ減量・リサイクルによる資源循環

① プラスチックごみの削減

- ・ 使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用抑制に向け、不必要なものは買わない・もらわない、何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、事業者とも連携しながら市民のライフスタイルの変革を促す。

② 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル

- ・ 市民活動団体等と連携したフードドライブの実施や地域における生ごみ堆肥化など、食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルを推進する。
- ・ 食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルはごみ量の削減効果も大きいことから、市民にとって身近な取り組みである「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」の啓発をはじめ、事業者との連携による発生抑制やリサイクルの推進など、様々な角度からの取り組みを進める。

③ 緑のリサイクル

- ・ 令和2年度から本格実施している家庭系剪定枝の資源化事業を引き続き実施するほか、より市民が排出しやすい環境の整備や、落ち葉の堆肥化など、さらなる資源循環の推進に向けた検討を進める。
- ・ 事業系剪定枝の資源化や公共事業における資源物の活用など、緑の循環が一層進むよう検討する。

カ ごみの適正排出と分別の推進

① 雑がみ・プラスチック製容器包装等の分別徹底

- ・家庭ごみの約 20%を占めている雑がみ等の再生可能な紙類について、雑がみ回収袋の活用による周知啓発に努め、分別徹底を推進するほか、コーティング加工された紙製容器の拠点回収の実施や、集合住宅における効果的な雑がみ回収方法の検討など、紙類のリサイクル推進に向けた取り組みを進める。
- ・プラスチック製容器包装のほか、缶・びん・ペットボトル等の資源物についても分別徹底を推進するとともに、使用済み小型家電、廃食用油、布類等の拠点回収の利用促進など、さらなる資源物のリサイクル推進に向けた取り組みを進める。

② 事業ごみの適正排出及び分別徹底

- ・事業ごみの減量を進めるためには、産業廃棄物や紙類等の資源物の混入防止が重要であることから、内容物検査の実施や排出事業者への指導、環境配慮の取り組みの促進など、事業ごみの適正排出と分別の徹底を促す。

キ きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

① 情報発信の充実

- ・「市政だより」や市ホームページのほか、SNSやごみ分別アプリの活用等、様々な手法によるきめ細かな情報発信を行い、ひとりでも多くの市民や事業者にごみ減量・リサイクルや排出ルールに関する情報が届く工夫を講じる。

② 環境教育の推進

- ・一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みが、なぜ持続可能な社会づくりのために必要なのかといったことや、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減など、我々が直面している廃棄物をめぐる課題について学ぶことができる環境の整備を進める。
- ・地域の担い手として活躍が期待される中高年層への啓発に取り組むなど、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりに努める。

③ 外国人や若年層への周知・啓発

- ・ごみの分別・排出になじみの薄い外国人住民もいることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層はごみ減量・3Rに関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、多言語のパンフレットや動画コンテンツなどの活用、大学、専門学校や高校等と連携した周知・啓発により、本市における分別方法やごみ減量・リサイクル推進の取り組みを効果的に伝える。

- ④ クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携
- ・地域でごみ減量・リサイクルや環境美化の推進に取り組むリーダーであるクリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携を図り、その活動を支援するほか、ごみ減量・リサイクル推進に関する情報発信を行うなど、それぞれの地域の実情を踏まえ、取り組みが進むよう努める。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

① 分別の状況

生活系ごみの分別区分および処理フローは表3に示すとおりである。

本市の分別区分は、家庭ごみ、紙類、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類、プラスチック製容器包装、粗大ごみ等となっており、今後は小型家電リサイクル法に基づいた拠点回収等、一層の分別徹底を図るため普及啓発活動を推進していく。

② 処理・処分の状況

生活系ごみのうち、定日収集として、家庭ごみは週2回、紙類を除く資源物は週1回、紙類は月2回、委託業者による収集を実施している。また、粗大ごみは、申込制の戸別収集を委託業者により実施している。その他、臨時受付する臨時ごみについては、申込制の戸別収集を直営若しくは許可業者により実施している。

本市の焼却施設は、今泉工場、葛岡工場及び松森工場の3工場で処理しており、各工場からの焼却灰は石積埋立処分場において埋立処分している。石積埋立処分場は、現在埋め立て中の第1期計画分(約230万m³)と整備中の第2期計画分(約410万m³)に分かれており、第1期計画の残余容量が逼迫してきたことから、第2期計画の整備を行っているところである。

空 白

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H28年度)			目 標 (R7年度)		
仙台市			仙台市		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
家庭ごみ	焼却	今泉工場 葛岡工場 松森工場	家庭ごみ	焼却	今泉工場 葛岡工場 松森工場
紙類		民間業者	紙類		民間業者
缶・びん・ペットボトル等	破碎 選別 リサイクル	葛岡資源化センター 松森資源化センター	缶・びん・ペットボトル等	破碎 選別 リサイクル	葛岡資源化センター 松森資源化センター
プラスチック製 容器包装		プラスチック ベール化施設	プラスチック資源	再商品化	再商品化
粗大ごみ等	破碎 選別	今泉粗大ごみ処理施設 葛岡粗大ごみ処理施設	粗大ごみ等	破碎 選別	今泉粗大ごみ処理施設 葛岡粗大ごみ処理施設

空 白

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

① 分別の状況

事業系ごみの分別区分は、資源物（缶・びん・紙類等）、可燃ごみ、不燃ごみとなっている。

② 処理・処分の状況

事業系ごみは、許可業者による収集を実施しているほか、自己搬入も受け付けている。処理・処分については、生活ごみの処理・処分と同様、今泉工場、葛岡工場及び松森工場の3工場で焼却処理し、焼却灰は石積埋立処分場で埋立処分している。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、本市では産業廃棄物の処理は行っていない。

エ 生活排水処理の現状と今後

公共用水域に直接排水される生活排水の量を減少させるため、次の施設整備を行う。

- ・引き続き公共下水道の利用促進を図る。
- ・公共下水道や農業集落排水処理施設が予定されていない人口散在地域等の一般住宅に対し公共浄化槽の整備を進めていく。

オ ごみの適正処理体制の確立

① ごみの適正処理体制の構築

ごみ量やごみ質などの予測を踏まえた処理体制のあり方を検討し、適正処理体制を構築する。また、既存施設の整備にあたっては、性能水準を保ちつつ、長寿命化を図る。

② 経済性を考慮した効率的な処理体制の構築

適正処理体制の構築を前提とし、経済性の面からも十分な検討を行い、効率的な処理体制を構築する。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分および処理体制で着実に処理を行うため、表4のとおり、必要な処理施設の整備を行う。

表 4 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置場所	事業期間（年度）			国土 強靱化
					(第一期)	第二期	(第三期)	
1	最終処分場 石積埋立処分場	石積埋立処分場 第2期第1区画 整備事業	1,000,000m ³	宮城県富谷市 石積堀田11	(H27~H29)	H30	—	—
2	ごみ焼却施設 今泉工場	今泉工場 基幹的設備改良事業	600t/日	仙台市若林区 今泉上新田103	(H29)	H30~ R2	—	—
4	リサイクルセンター 松森資源化センター	松森資源化センター 基幹的設備改良事業	70t/5h	仙台市泉区 松森字阿比古 7-1	—	R元~ R2	—	—
5	ごみ焼却施設 松森工場	松森工場 基幹的設備改良事業	600t/日	仙台市泉区 松森字城前135	—	R3~R6	(R7)	—
6	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 今泉工場	今泉工場建替事業	未定	仙台市若林区 今泉上新田103 (予定)	—	—	(R9~R13)	—

(整備理由)

- 事業番号1 石積埋立処分場第1期計画地の埋立残余容量が逼迫してきたことから、第2期計画地第1区画の整備を実施する。
- 事業番号2 ごみ焼却施設のストックマネジメントの視点から、ライフサイクルコストの軽減を図るとともに、施設の安定的な稼働を確保するため。
- 事業番号4 リサイクルセンターのストックマネジメントの視点から、ライフサイクルコストの軽減を図るとともに、施設の安定的な稼働を確保するため。
- 事業番号5 ごみ焼却施設のストックマネジメントの視点から、ライフサイクルコストの軽減を図るとともに、施設の安定的な稼働を確保するため。
- 事業番号6 既存施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5の通り行う。

表 5 合併処理浄化槽整備計画

事業 番号	事業	直近の整備済 基数（基） (平成28年度)	整備計画 基数（基）	整備計画 人口（人）	事業期間		国土強靱化
					(第一期計画)	第二期計画	
3	公共浄化槽等 整備推進事業	1,391	295	899	(H23~H29年度)	H30~R46	—

(4) 施設整備に関する計画策定支援事業

今後の施設整備に先立ち、表6のとおり計画策定支援事業を行う。

表6 実施する計画策定支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	実施年度	
			第二期	(第三期)
31	松森工場基幹的設備改良事業に係る 長寿命化総合計画策定事業	長寿命化総合計画の策定	R1	—
32	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る 基本計画策定業務	基本計画等の策定	R5～R6	—
33	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る 地質調査解析業務	地質調査解析	R5	—
34	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る 地歴調査業務	地歴調査	R5	—
35	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る 表層土壌調査業務	土壌調査	R5	—
36	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る 環境影響評価業務	環境影響評価	R6	R7
37	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る 測量業務	測量	R6	—
38	今泉工場建替事業（事業番号6）に係る PFI 導入可能性調査業務	PFI 調査	R6	—

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 生活ごみの減量・リサイクルの推進

地域と連携して、不適正排出・不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置やパトロールなどを実施する。

定着しつつあるグリーン購入については、環境に配慮した商品の製造・販売やグリーン購入の推進に向けた広報・啓発を引き続き行う。

イ ごみ減量・リサイクルの推進による燃やすごみの量の削減

さらなる循環型社会の構築に係る施策を実施することにより、燃やすごみの量を削減し、温室効果ガス排出量の低減に努める。

ウ 収集運搬における温室効果ガスの低減

ごみ・資源物の収集運搬等に使用する車両の低公害化の推進を行う。
確実な収集運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをより低減する収集運搬体制の最適化を検討していく。

エ 中間処理（リサイクルを含む）・最終処分における温室効果ガスの低減

温室効果ガスの低減に資する施設整備の検討、ごみ焼却施設における余熱利用の推進、ごみ処理施設の最適化の検討を行う。

オ 温室効果ガス排出量の定量評価手法の導入の検討

温室効果ガスをより低減するごみ減量・リサイクル推進施策や適正処理体制の構築について評価するため、収集運搬から最終処分までの各工程における温室効果ガス排出量の算定手法及び定量評価手法の導入について検討する。

カ 実践につながりやすい広報・啓発事業の展開

市民・事業者の関心や理解をさらに深め、三者が認識を共有するため、事業・広報・啓発が相互に関連し、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努める。ごみ減量・リサイクル推進の状況などを分かりやすく公表する。

キ 地域課題の解決に向けた取組みの推進

不適正排出・不法投棄などの地域の個別具体的な課題の解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取組みを推進する。

ク 災害時の廃棄物処理に関する事項

廃棄物処理法や災害廃棄物対策指針の改正等を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築を図るため、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで切れ目ない対策を実施できるよう策定した仙台市災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

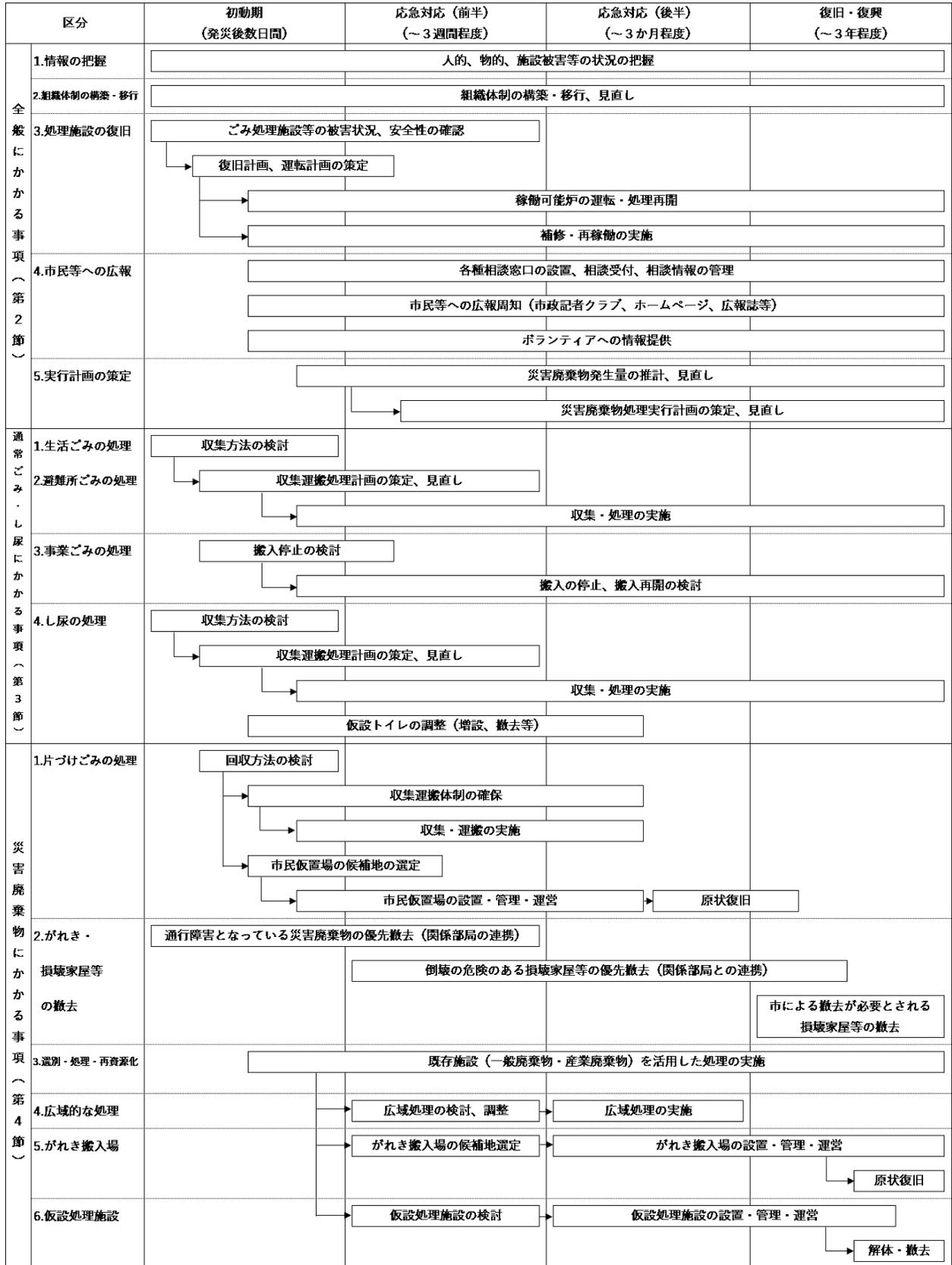


図 3-1 災害廃棄物等の処理の基本的な流れ
(仙台市災害廃棄物処理計画抜粋)

ケ 生活排水による環境負荷低減

- ・ 無管理の単独・合併処理浄化槽に対する指導を強化する。
- ・ 浄化槽法第 11 条に基づく検査の受検率を向上させる。
- ・ 浄化槽法第 11 条に基づく検査の結果不適正と判定された浄化槽管理者に対する指導を強化する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、本計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県および国と意見交換をしつつ、本計画の進捗状況を勘案し、本計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに本計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、本計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて次期計画を見直すものとする。



①延寿埋立処分場，延寿ベッド専用焼却炉，延寿粗大ごみ処理施設
②葛岡工場（余熱利用），葛岡粗大ごみ処理施設，葛岡資源化センター，葛岡リサイクルプラザ
③石積埋立処分場，堆肥化センター
④松森工場（余熱利用），松森資源化センター
⑤南蒲生環境センター
⑥今泉工場（余熱利用），今泉粗大ごみ処理施設，今泉リサイクルプラザ

図 1 関係施設の位置図

空 白

空 白

別添2

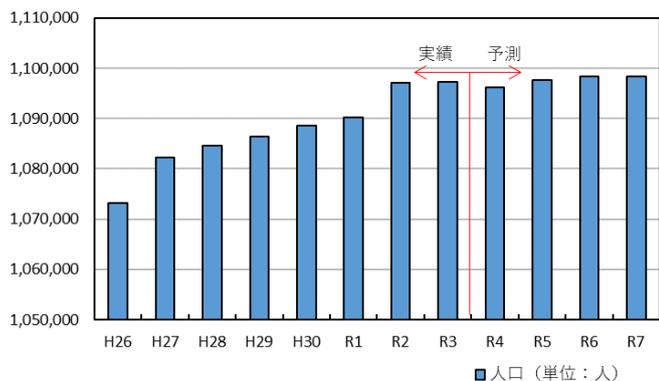


図1 人口

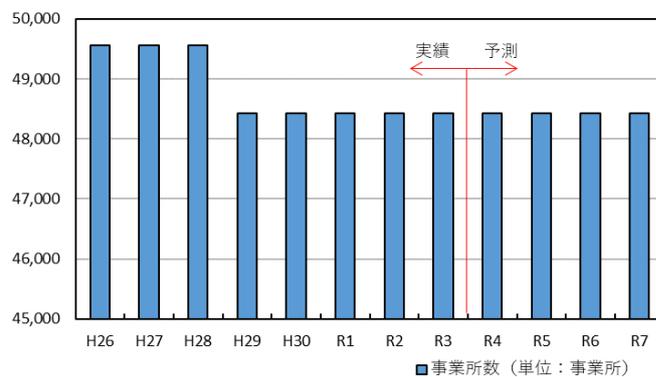


図2 事業所数

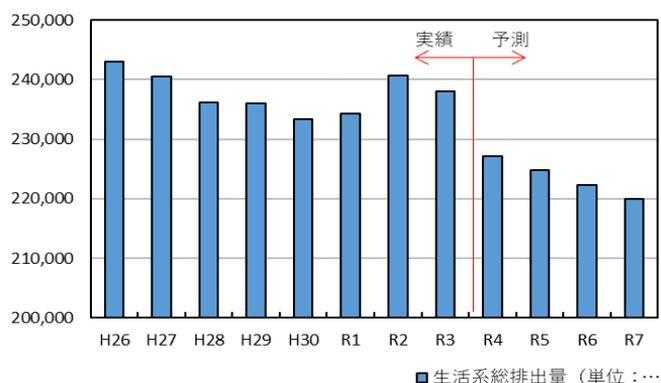


図3 生活系総排出量

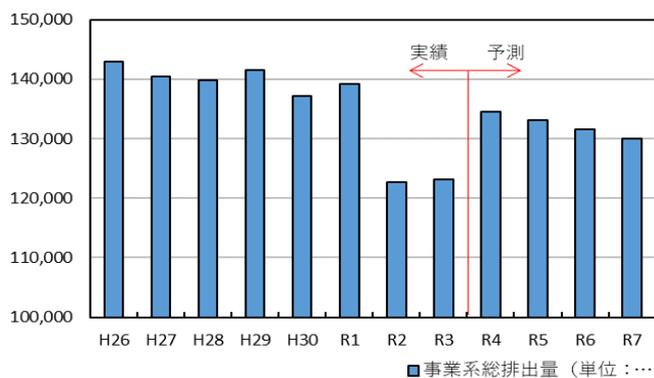


図4 事業系総排出量

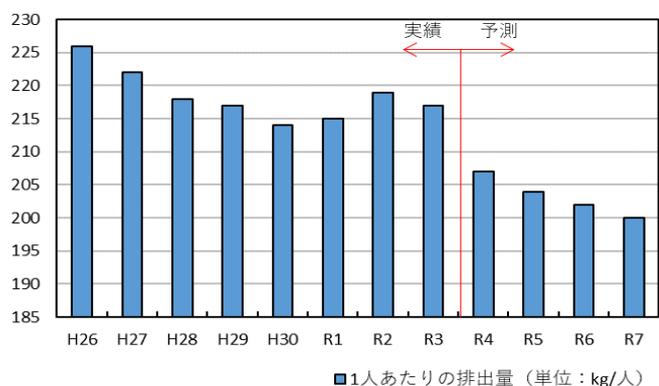


図5 1人あたりの排出量

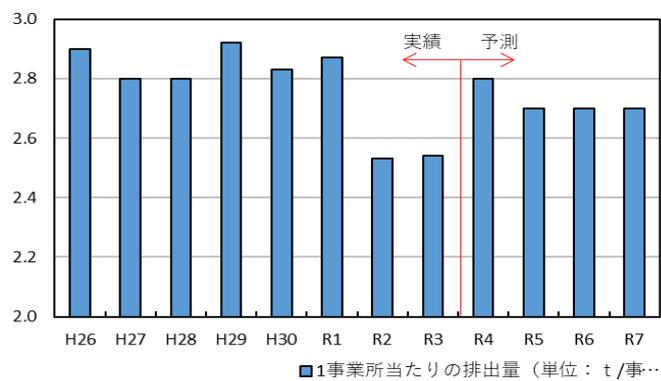


図6 1事業所当たりの排出量

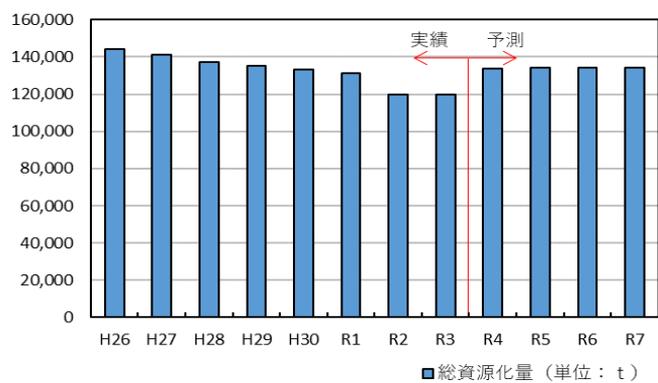


図7 総資源化量

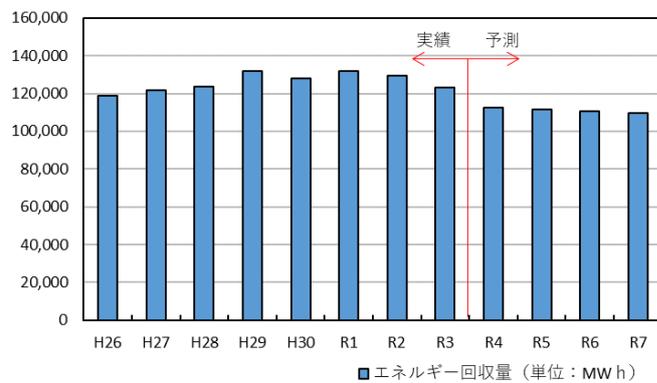


図8 エネルギー回収量

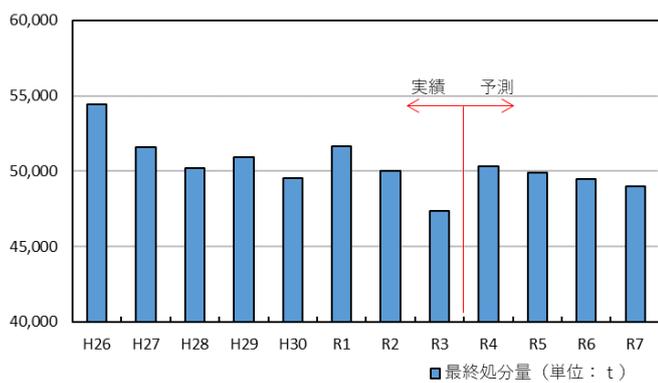


図9 最終処分量

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	仙台市地域	(2)地域内人口	1,086,377 人	(3)地域面積	786.35 km ²
(4)構成市町村等名	仙台市	(5)地域の要件	〇人口(面積) 沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、組合の状況	①市町村： 当該 ②設立(予定)年月日： ③設立されていない場合、今後の見通し：				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付け。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
排出量	① 事業系 総排出量(トン)	147,017	145,063	142,905	140,481	139,852	130,000 (H28比 -7.0%)
	② 生活系 総排出量(トン)	3.2	3.2	2.9	2.8	2.8	2.7 (H28比 -3.6%)
	③ 1人当たりの排出量(kg/人)	246,831	245,320	242,958	240,555	236,181	220,000 (H28比 -6.9%)
	④ 1人1日当たりの排出量(g/人・日)	232	229	226	222	217	200 (H28比 -7.8%)
	⑤ 民間リサイクル量(トン)	637	629	620	607	597	548 (H28比 -8.2%)
再生利用量	⑥ 排出量合計(①+②)	95,716	97,848	96,854	94,150	91,071	90,000 (H28比 -1.2%)
	⑦ 排出総量合計(①+②+③)	393,848	390,383	385,863	381,036	376,033	350,000 (H28比 -6.9%)
	⑧ 直接資源化量(トン) 排出量に対する割合(⑧÷④×100)	489,564	488,231	482,717	475,186	467,104	450,000 (H28比 -3.7%)
	⑨ 処理後再生利用量	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
	⑩ 総資源化量(トン)(集団回収量等含む③+⑥+⑦) 排出量に対する割合(⑩÷⑤×100)	47,866	48,175	47,250	47,164	45,977	45,000 (H28比 -2.1%)
エネルギー回収量	⑪ エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	143,582	146,023	144,104	141,314	137,048	135,000 (H28比 -1.5%)
	⑫ 減量化量(トン)(中間処理量-処理残渣量) 排出量に対する割合(⑫÷④×100)	(29.3%)	(29.9%)	(29.9%)	(29.7%)	(29.3%)	(30.0%)
最終処分量	⑬ エネルギー回収量	119,994	121,298	118,718	121,915	123,412	109,626 (H28比 -11.2%)
	⑭ 埋立最終処分量(トン) 排出量に対する割合(⑭÷④×100)	290,195	279,075	284,203	282,257	279,868	256,000 (H28比 -8.5%)
	⑮ 埋立最終処分量(トン) 排出量に対する割合(⑮÷④×100)	(73.7%)	(71.5%)	(73.7%)	(74.1%)	(74.4%)	(73.1%)
	⑯ 埋立最終処分量(トン) 排出量に対する割合(⑯÷④×100)	55,787	63,133	54,410	51,615	50,188	49,000 (H28比 -2.4%)
	⑰ 埋立最終処分量(トン) 排出量に対する割合(⑰÷④×100)	(14.2%)	(16.2%)	(14.1%)	(13.5%)	(13.3%)	(14.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別添2参照)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	今泉工場	市	全連続燃焼式 ストーカ・ロータリーキルン炉	600t/日 (200t/日x3炉)	S60.12	未定	—	(浸水深:0.5~3.0m) 初期対応に備えて、土壌の備蓄。仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	
ごみ焼却施設	葛岡工場	市	全連続燃焼式 ストーカ炉	600t/日 (300t/日x2炉)	H7.8	未定	—	(浸水深:対象外)	
ごみ焼却施設	松森工場	市	全連続燃焼式 ストーカ炉	600t/日 (200t/日x3炉)	H17.8	未定	—	(浸水深:0.5~3.0m) 初期対応に備えて、土壌の備蓄。仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	
ごみ焼却施設	延寿ベッド 専用焼却炉	市	水平炉	0.5t/h	H5.2	H14.3	未定	同 延寿理立処分場(敷地内のため)	
リサイクル施設	葛岡リサイクル プラザ	市	—	—	H7.8	未定	—	同 葛岡工場(敷地内のため)	
リサイクル施設	今泉リサイクル プラザ	市	—	—	H13.4	未定	—	同 今泉工場(敷地内のため)	
粗大ごみ処理施設	今泉粗大ごみ処理 施設	市	破砕	120 t /5 h	S61.7	未定	—	同 今泉工場(敷地内のため)	
粗大ごみ処理施設	葛岡粗大ごみ処理 施設	市	破砕	140 t /5 h	H7.8	未定	—	同 葛岡工場	
粗大ごみ処理施設	延寿粗大ごみ処理 施設	市	圧縮,破砕 併用	40t/5h	S56.5	H13.12	未定	(浸水深:対象外)	
資源化施設	松森資源化セン ター	市	手選別機械選別 併用	70 t /5 h	H4.8 (H5.9増設)	未定	—	(浸水深:3.0m以上) 仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	
資源化施設	葛岡資源化セン ター	市	手選別機械選別 併用	70 t /5 h	H7.8	未定	—	同 葛岡工場(敷地内のため)	
高速堆肥化施設	堆肥化センター	市	横型平面式機械 攪拌 通気発酵 方式(パドル 式)	25t/日	H14.3	未定	—	同 石積理立処分場(敷地内のため)	
し尿処理施設	南蒲生環境セン ター	市	脱水処理→下水 道施設にて処理	160kl/7h	H2.4 (H13.3改造)	未定	—	(浸水深:0.5~3.0m) 仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	
最終処分施設	石積理立処分場	市	セメント サンドイッチ方式	6,412,000m ³	S61.4	未定	—	(浸水深:対象外)	
最終処分施設	延寿理立処分場	市	セメント サンドイッチ方式	491,100m ³	S57.4	H12.4休止	未定	(浸水深:対象外)	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有 無及び解体施設の名	想定される浸水深と対策	プラスチック再商 品化を実施する ための施設 整備事業	備考
ごみ焼却施設	今泉工場	市	全連続燃焼式 ストーカ・ロータリー キルン炉	600t/日 (200t/日x3炉)	R3.3	施設の延命化及びCO2 排出量削減のための基 幹的設備改良	無	(浸水深:0.5~3.0m) 初期対応に備えて、土壌の備蓄。仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	—	
ごみ焼却施設	松森工場	市	全連続燃焼式 ストーカ炉	600t/日 (200t/日x3炉)	R8.3	施設の延命化及びCO2 排出量削減のための基 幹的設備改良	無	(浸水深:0.5~3.0m) 初期対応に備えて、土壌の備蓄。仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	—	
資源化施設	松森資源化セン ター	市	手選別機械選別併 用	70t/5h	R3.3	施設の延命化及びCO2 排出量削減のための基 幹的設備改良	無	(浸水深:3.0m以上) 仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場の設置や他都市・民間事業者への応接要請(広域処理)、仮設処理施設の設置により対応。	—	
最終処分施設	石積最終処分場	市	セメント サンドイッチ方式	6,412,000m ³	H30.8	1期処分場満了による拡 張	無	(浸水深:対象外)	—	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状								目標
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	令和7年度		
総人口	1,029,407	1,038,522	1,046,192	1,050,296	1,053,304	1,053,717	1,037,487		
公共下水道	1,000,737 97.2%	1,010,213 97.3%	1,019,085 97.4%	1,024,425 97.5%	1,027,721 97.6%	1,029,376 97.7%	1,106,662 98.0%		
集落排水施設等	9,917 1.0%	9,839 0.9%	9,828 0.9%	9,751 0.9%	9,864 0.9%	9,929 0.9%	6,499 0.6%		
合併処理浄化槽等	5,763 0.6%	5,437 0.5%	5,642 0.5%	5,851 0.6%	6,000 0.6%	6,134 0.6%	7,046 0.7%		
未処理人口	12,990	13,033	11,637	10,269	9,719	8,278	7,280		

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体		現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
	基数	開始年月	処理人口	開始年月	基数	処理人口	
公共浄化槽整備推進事業	1391	平成16年4月	4,686	平成16年4月	295	899	令和7年度

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市
(2) 施設名称	仙台市松森資源化センター
(3) 工期	令和元年度 ～ 令和2年度
(4) 施設規模	処理能力 70 t /5h
(5) 処理方式	手選別機械選別併用
(6) 地域計画内の役割	リサイクルセンター CO2削減率(3.0 %)
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	
-------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推 進施設の内訳	
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッグの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額	877,800千円 うち、交付対象事業費813,513千円
-------------	----------------------------------

参考資料様式 2

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市
(2) 施設名称	仙台市今泉工場
(3) 工期	平成30年度～令和2年度 (全体：平成29年度～令和2年度)
(4) 施設規模	処理能力600 t / 日 (200 t / 日 × 3炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ・ロータリーキルン炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 8.3%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	ごみ処理施設 CO2削減率(4.7 %)
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	7,662,092千円 (全体：7,722,000千円) うち、交付対象事業費6,000,501千円 (全体：6,030,557千円)
-------------	--

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市
(2) 施設名称	仙台市松森工場
(3) 工期	令和3年度～令和6年度 (全体：令和3年度～令和7年度)
(4) 施設規模	処理能力600 t / 日 (200 t / 日 × 3炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 17.3%) ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	ごみ処理施設 CO2削減率(9.87 %)
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> (無)

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額	10,244,603千円 (全体：10,263,000千円) うち、交付対象事業費8,935,634千円 (全体：8,943,741千円)
-------------	--

参考資料様式 4

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市		
(2) 施設名称	仙台市石積埋立処分場		
(3) 工期	平成30年度 (全体：平成27年度～平成30年度)		
(4) 処分場面積・容積	総面積 800,000m ²	埋立面積 55,000m ²	埋立容積 1,000,000m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 30 年度 埋立終了 平成 44 年度		
(6) 跡地利用計画	処分場設置場所の自治体である富谷市及び地元住民と協議しながら、処分場閉鎖時期に合わせ跡地利用計画を策定する。		
(7) 地域計画内の役割	市域内で発生されるごみの継続的な処理		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
(9) 総事業計画額	700,000千円（全体：7,307,139千円） うち、交付対象事業費555,388千円（全体：5,151,497千円）		

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市
(2) 事業名称	公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	未処理で排出される生活排水の量を減少させ、水環境を保全するため、公共下水道等の認可区域外で公設・公管理による浄化槽整備を推進する。
(4) 事業期間	平成 30 年度～令和 6 年度
(5) 事業対象地域の要件	ア－（コ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 303,404 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 千円

- 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	基 (人分)			
6～7 人槽	基 (人分)			
8～10 人槽	基 (人分)			
11～20 人槽	基 (人分)			
21～30 人槽	基 (人分)			
31～50 人槽	基 (人分)			
51 人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合 計	基 (人分)			

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	119基 (267人分)	103,152千円	217,998千円	103,152千円
6～7人槽	162基 (577人分)	179,816千円	358,450千円	179,816千円
8～10人槽	14基 (55人分)	20,436千円	35,314千円	20,436千円
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (人分) 人槽 基 (人分) 人槽 基 (人分)			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
合計	295基 (899人分)	303,404千円	611,762千円	303,404千円

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 1,053,717人 市町村世帯数 499,668人
対象地域人口 3,876人 対象地域世帯数 1,676人

1戸あたりのコスト	総建設費	1年当たり建設費	1年当たり維持管理費	1年当たりコスト
集合処理で整備した場合	644万円	8.9万円	4.6万円	13.5万円
個別処理で処理した場合	358万円	5.0万円	7.8万円	12.8万円

(維持管理費は
72年分で計算)

長寿命化計画策定支援概要

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市
(2) 事業目的	熱回収施設整備のため
(3) 事業名称	松森工場基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画策定事業
(4) 事業期間	令和元年度
(5) 事業概要	長寿命化総合計画の策定
(6) 総事業費計画額	5,060千円 うち、交付対象事業費5,060千円

計画支援概要

都道府県名 宮城県

(1) 事業主体名	仙台市					
(2) 事業目的	エネルギー一回収型廃棄物処理施設整備のため					
(3) 事業名称	今泉工場建替事業に係る					
	基本計画策定業務	地質調査解析業務	地歴調査業務	土壌調査業務	環境影響評価業務	
(4) 事業期間	令和5年度 ～ 令和6年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和6年度 (全体、令和6年度～令和7年度)	
(5) 事業概要	基本計画等策定	地質調査解析	地歴調査	土壌調査	環境影響評価	
				測量業務	PFI導入可能性調査	
				令和5年度	令和5年度	
				測量	PFI調査	
(6) 総事業計画額	44,669千円 うち、交付対象事業費 30,192千円	10,716千円 うち、交付対象事業費 10,716千円	4,715千円 うち、交付対象事業費 4,715千円	2,796千円 うち、交付対象事業費 2,796千円	50,000千円 (全体：150,000千円) うち、交付対象事業費 50,000千円 (全体：150,000千円)	6,900千円 うち、交付対象事業費 6,900千円